

イ 特別支援教育センター

都道府県の特別支援教育センターにおいて、当該都道府県における特別支援教育関係職員の研修、障害のある子どもに係る教育相談、特別支援教育に係る研究・調査等が行われている。

4. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、近年、特別支援学校高等部卒業者の進路を見ると、福祉施設等入所の割合が約7割に達する一方で、就職者の割合は約3割にとどまっているなど、職業自立を図る上で厳しい状況が続いている。この背景としては、特別支援学校高等部の整備が進んできたことや、障害の重度・重複化に伴う訪問教育対象者の増加などによる高等部在籍者数の増加の割合に比して、就職者数はほぼ横ばいであるという状況があることなどが考えられる。

障害者の就労を促進するためには、福祉から雇用に向けた施策を進めると同時に、学校から雇用に向けた施策を進めるなど、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、平成22年6月に、各都道府県教育委員会等に対し、特別支援学校就労支援セミナー等労働関係機関等における種々の施策の積極的な活用を促すなど、厚生労働省と連携した取組を進めている。

また、特別支援学校と関係機関との連携による職業教育の改善に関する研究に取り組んでいる。

(2) 高等教育等への就学の支援

障害のある人がその能力・適性等に応じて高等教育へ進むための機会を拡充するためには、受験機会の確保、必要な施設・設備の整備等につき一層の充実を図ることが必要である。

大学入学者選抜については大学入試センター試験や各大学の個別試験において、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮がおこなわれている。また、平成25年度大学入試センター試験（平成25年1月実施）から、障害のある入学志願者が出願しやすいよう、希望者に対し、出願前に受験上の配慮の内容を通知することに取り組んでいる。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりスロープ、エレベーター、手すり、障害者用トイレ等の整備を進めるとともに、障害のある学生が快適な学生生活を送れるよう学習支援体制の充実・強化を図るため、各大学等において教育上の特別の配慮が行われている。

聴覚障害のある人及び視覚障害のある人のための高等教育機関である国立大学法人筑波技術大学は、障害を補償した教育を通じて、①幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人、率先して社会に貢献できる人材の育成、②障害教育カリキュラム及び障害補償システムの開発研究等を行っている。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、昭和60年に開学して以来、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供している。

なお、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験におけ

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）について

障害のある学生の修学支援について、平成20年5月に障害者の権利に関する条約が発効され、これまで、我が国においては、障害者基本法の改正（平成23年8月公布・施行）等の制度整備を行ってきましたが、各大学等においては、障害のある学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、受入れや修学支援体制の整備が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、今後の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討を行うため、平成24年6月、高等教育局に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を開催し、同年12月に第一次まとめとして報告を取りまとめたところです。

本報告においては、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて取りまとめを行い、最後に今後の取扱い・課題をあげています。

本報告を踏まえ、各大学等において障害のある学生の修学支援の充実が図られるとともに、全ての大学等において障害のある学生の修学機会が確保されることが期待されています。

参考 URL： http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm

（概要）

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

○我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本校討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。

○これまで計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

<div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">大学等における合理的配慮の対象範囲</div> <p>○「学生」の範囲 大学等に入学を希望する者及び在籍する学生（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）</p> <p>○「障害のある学生」の範囲 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生</p> <p>○学生の活動の範囲 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象 ※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。</p>	<div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">関係機関が取り組むべき課題</div> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">短期的課題</div> <p>○各大学等における情報公開及び相談窓口の設置 ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。 ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。</p> <p>○拠点校及び大学間ネットワークの形成 ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。</p>
<div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">合理的配慮の考え方</div> <p>合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの →大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">主な記載内容</div> <p>①機会の確保： 障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。</p> <p>②情報公開： 障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。</p> <p>③決定過程： 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。</p> <p>④教育方法等： 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。</p> <p>⑤支援体制： 大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。</p> <p>⑥施設・設備： 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など</p>	<div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">中・長期的課題</div> <p>関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理</p> <p>①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援</p>
<div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">今後の取扱い・課題</div> <p>○全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。</p> <p>○今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。</p> <p>○また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。</p> <p>○その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。</p>	